○農林水産省告示第二百四十五号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第二条の二の規定に基づき、昭和五十九年農林水産省告示第六百九十七号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	
区分	農林水産大臣の指定するもの
一　（略）	（略）
二　規則第二条の二第三号のけい酸加里肥料	汚泥を含むものの燃焼灰を原料に使用していないもの
三　規則第二条の二第四号の乾燥菌体肥料	（略）
四　規則第二条の二第六号の副産肥料	（略）
五　規則第二条の二第七号の熔成複合肥料	（略）

改正前	
区分	農林水産大臣の指定するもの
一　（略）	（略）
（新設）	（新設）
二　規則第二条の二第二号の乾燥菌体肥料	（略）
三　規則第二条の二第四号の副産肥料	（略）
四　規則第二条の二第五号の熔成複合肥料	（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第三百十四号

名古屋飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　愛知県　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　名古屋飛行場照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　名古屋飛行場内　愛知県西春日井郡豊山町

四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年二月二十七日